

## リユース部品、リビルト部品に対する責任について

### 1. リユース部品、リビルト部品に対する製造業者の責任

#### (1) 製造物責任法における中古品、廃棄物の扱い

製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第1項において、製造物は「製造又は加工された動産」と定義されている。同法の逐条解説によると中古品又は廃棄物であっても「製造又は加工された動産」に該当する場合は製造物として製造物責任の対象になるとの考え方が示されている。

また、製造業者の責任は、中古品に対しては、以前の使用状況、点検、修理などの状況を踏まえ、また廃棄物に対しては、製品として利用することが予定されていないという事情を考慮し、それぞれ判断されるとの考え方が示されている。

逐条解説 製造物責任法（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編）（抜粋）

#### 第2条 定義

##### 6 具体的な例

##### (2) 中古品

中古品であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上は、製造物であって、本法の対象となり、製造業者が当該製造物を引き渡した時に存在した欠陥と相当因果関係のある損害については賠償責任を負うことになる。

ただし、中古品として売買されたものについては、①以前の使用者の使用状況や改造・修理の状況が確認しにくいこと、②中古品販売者による点検、修理や整備などが介在することも多く、製造業者の責任の有無については、このような事情を踏まえて判断されることになる。

##### (3) 廃棄物

廃棄物であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上、製造物にあたる。しかし、廃棄物が再利用され、それに起因する事故が発生した場合には、廃棄された物は、もはや製品として利用することが予定されていないという事情を考慮して、通常は欠陥のある製造物とは判断されないものと考えられる。

中古自動車が行進中に発火し焼損した事故（大阪地判平 14.9.24 判タ 1129 号 174 頁）

製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約1年半後本件事故が発生したが、その間、被告以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、原告らの主張するように、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできないものと解するのが相当である。」と判示し、「欠陥」を根拠付ける主張立証がないとして原告の主張を排斥した。

出所) 製造物責任マニュアル（朝日中央綜合法律経済事務所グループ）

## (2) 自動車補修用リユース部品、リビルト部品に対する製造物責任

使用済自動車から回収された有用な部品や修理に際して交換された部品が、リユース部品若しくはリビルト部品として再利用された場合は、当該部品は製造物責任の対象となる。

### ①リビルト部品

製造物責任法の逐条解説において、劣化、破損等により修理等では使用困難な状態となった製造物について当該製造物の一部を利用して形成された再生品については、再生品を製造又は加工した者が製造物責任を負うとの考えが示されている。

逐条解説 製造物責任法（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編）（抜粋）

#### 第2条 定義

#### 6 具体的な例

#### (4) 再生品

再生品は、劣化、破損等により修理等では使用困難な状態となった製造物について当該製造物の一部を利用して形成されたものであるが、基本的には「製造又は加工された動産」に当たる以上は本法の対象となり、再生品を「製造又は加工」した者が製造物責任を負う。この場合、再生品の原材料となった製造物の製造業者については、再生品の原材料となった製造物が引き渡された時に有していた欠陥と再生品の利用に際して生じた損害との因果関係がある場合にのみ製造物責任が発生する。

自動車補修用部品におけるリビルト部品は、使用済自動車から取り外した部品や修理の際に発生した交換部品等をベースに、摩耗、劣化した構成部品を新品と交換、再組み立てして商品化されるものであり、リビルト部品を「製造又は加工」した者が製造物責任を負うことになると考えられる。

なお、リビルト部品の使用に際して生じた損害が、交換した構成部品の欠陥に起因する場合は、当該構成部品を供給した部材メーカーが製造物責任を負う場合があるとされている。

### ②リユース部品

製造物責任法の逐条解説において、販売業者は、欠陥を創出し自己の意思をもって市場に供給したとはいえ、一般の販売業者に製造業者と同様の責任を負わせるのは適当でないとの考え方が示されている。

逐条解説 製造物責任法（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編）（抜粋）

第2条 定義

三 製造業者等の定義

5 販売業者

製造物責任の責任根拠は、危険責任、信頼責任、報償責任の三つにあると考えられるが、販売業者は、欠陥を創出し自己の意思をもって市場に供給したとはいえ、一般の販売業者に製造業者と同様の責任を負わせるのは適当でないため、本法の対象とはしていない。

なお、販売業者は、直接の買主に対しては契約関係にあり、これに基づいて事案により、従来どおり瑕疵担保責任（民法第570条）、債務不履行責任（民法第415条）等の責任を負うことがありうる。

自動車補修用部品におけるリユース部品は、使用済自動車から利用できる部品を取り外し、分解等の手を加えず商品化されており、別の特性が加えられていないことから、リユース部品の供給業者は製造業者には該当しないと考えられる。

なお、製造物責任法に基づき製造業者が賠償の義務を負う対象は、製造物の欠陥によって生じた拡大損害とされており、当該製造物についてのみ生じた損害は賠償の対象とはならない。しかしながら、被害者は契約責任や瑕疵担保責任に基づき、代物請求、修繕請求等を売主に対し行うことができる。このため、リユース部品による損害が生じた場合は、これらを供給する事業者が第一次責任を負う可能性があることに留意する必要があると考えられる。

### （3）製造物責任の責任期間

製造物責任法では、損害賠償の請求権について、製造業者等が製造物を引き渡した時から、10年を経過したときは、時効によって消滅するとされている。

○製造物責任法（平成6年法律第85号）（抜粋）

（期間の制限）

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

なお、10年間の責任期間が終了した後においても、被害者は故意・過失を立証して製造業者の不法行為責任を追及することが可能である。

## 2. リユース部品、リビルト部品における道路運送車両の保安基準への不適合製品への対応について

### (1) リコール制度の概要

リコール制度とは、欠陥車による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護することを目的とするものであり、自動車製作者等が、その製作し、若しくは輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置若しくは性能が自動車の安全上、公害防止上の規定（道路運送車両の保安基準）に適合しなくなるおそれがある状態、又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合に、その旨を国土交通大臣に届け出て自動車を回収して改善措置を講じる制度である。

自動車のほか、特定後付装置（タイヤ及びチャイルドシート）についてもリコール制度の対象となっている。

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抜粋）

（改善措置の勧告等）

第六十三条の二（略）

2 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の装置（自動車の製作の過程において取り付けられた装置その他現に自動車に取り付けられている装置であつてその設計又は製作の過程からみて前項の規定により当該自動車の自動車製作者等が改善措置を講ずることが適当と認められるものを除く。以下「後付装置」という。）であつて主として後付装置として大量に使用されていると認められる政令で定めるもの（以下「特定後付装置」という。）について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該特定後付装置（自動車の装置を輸入することを業とする者以外の者が輸入した特定後付装置その他国土交通省令で定める特定後付装置を除く。以下「基準不適合特定後付装置」という。）を製作し、又は輸入した装置製作者等（自動車の装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするものをいう。以下この条、次条第二項から第四項まで及び第六十三条の四第一項において同じ。）に対し、当該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

○道路運送車両法施行令

（特定後付装置）

第七条 法第六十三条の二第二項の政令で定める後付装置は、タイヤ及び年少者用補助乗車装置（幼児その他の年少者を乗車させる際、座席ベルトに代わる機能を果たさせるため、又は座席ベルトの機能を確保するために座席に固定して用いる乗車装置をいう。）とする。

## (2) 不適合製品の流通防止について

自動車等に対するリコールが発生した場合、その情報は国土交通省からプレスリリースされるとともに、ウェブサイト「自動車のリコール・不具合情報」や自動車製造業者等のホームページにて公表されている。

リユース部品、リビルト部品は、これらを供給する事業者において、使用済自動車から取り外された部品や修理において交換された部品に対し、独自に策定された品質確認基準等に基づく検査等を行い、商品化の判断が行われている。

このため、リユース部品、リビルト部品を供給する事業者における商品化の判断に際し、公表されたリコール情報に基づき、使用済自動車等がリコール対象車両か、改善措置が行われているか確認し、リコール対象部品の流通防止に取り組むことが必要と考えられる。

また、道路運送車両の保安基準への不適合製品の発生は、リコールのみならず、リユース部品、リビルト部品の商品化工程において生じた瑕疵等への対処においても必要となるものと考えられる。